事　務　連　絡
令和６年６月３日

各都道府県教育委員会
　教科書関係事務主管課　御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

令和７年度使用文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作
教科書の需要数報告に当たっての留意事項等について

標記について，留意事項等を別紙にまとめましたので，域内市（特別区を含む。）町村教育委員会及び諸学校へ周知していただきますよう，よろしくお願いします。

なお，一般図書の需要数報告及び教科用特定図書等の需要数報告については，別途お知らせします。

【本件担当】
文部科学省初等中等教育局教科書課無償給与係
ＴＥＬ：０３－５２５３－４１１１（内線２４１３）
◆一般図書（絵本）について：無償給与係（内線２４１１）
◆教科用特定図書（拡大教科書等）等について
：教科用特定図書普及促進係
（内線４７４３）

（別　紙）

１．教科書事務執行管理システムの概要について

「教科書事務執行管理システム」は，「学校用システム」，「設置者用システム」，「都道府県用システム」から構成されており，「需要数集計」及び「受領冊数集計」の機能を持つ。

（１）需要数集計

次年度において使用する教科書の必要見込み冊数を集計するもの。

（２）受領冊数集計

義務教育諸学校において無償給与された教科書の冊数を集計するもの。

２．需要数報告（検定・著作教科書）における注意事項について

需要数の報告は，教科書製造・供給冊数の根拠となる重要な調査である。域内市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会及び諸学校に対して，必要な教科書及びその需要数について報告漏れや報告誤りなどがないよう十分に指導願いたい。

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第１４条により文部科学大臣への報告期限は９月１６日となっているため，提出期限は厳守すること。その際，都道府県教育委員会が市町村教育委員会に対して設定する報告期限については，採択・需要数報告に係る事務の調査・作業時間の確保に配慮したものとすること。なお，本要請は「令和５年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和５年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえたものであることを申し添える。

提出に当たっては，教科書事務執行管理システム（都道府県用）により集計・出力した教科書需要集計一覧表（第３表）についてはＰＤＦ（紙媒体不要）を，電子データについては csv ファイルを，以下提出先 URL にアップロードすることにより提出すること。この際，各 PDF，csv ファイル名の頭に【都道府県番号・都道府県名】を付すこと。提出方法について，これに因りがたい場合には事前に連絡すること。

【提出先】

https://mext.ent.box.com/f/7c687b1256bd46a5bd6279f6415657b0

なお，都道府県教育委員会においては，文部科学省へ需要数報告を行うとともに，各発行者（又は教科書・一般書籍供給会社）へも併せて送付願いたい。

（１）小学校用教科書

無償措置法第１４条の規定に基づき，無償措置法施行規則第６条各号に掲げる場合を除いて，令和６年度と同じ教科書を採択し，正確に需要数を報告

すること。

（２）中学校用教科書

令和６年度は採択替えが行われる。昨年度調査の結果をそのまま使用せず、新たに採択した教科書について、発行者名、教科書番号、書名等を十分に確認し、教科書目録に基づいて正確に需要数を報告すること。

なお，中学校用の「社会」「英語」「道徳」の教科書の需要数報告に当たっては，特に次の点に注意すること。

①社会（地理的分野）及び社会（歴史的分野）

教育課程の別なく第１学年において社会（地理的分野）と社会（歴史的分野）を共に給与することとなっていること。社会（地理的分野）は第２学年まで、社会（歴史的分野）は第３学年まで給与済みの教科書を継続して使用すること。

②英語

学習指導要領において３学年分の指導内容が一体となっているが、教科書は学年別に発行されている。そのため、採択教科書を変更した場合、第１学年については採択変更後の発行者の新版教科書を使用するが、第２学年及び第３学年については、学習内容の連続性に配慮し、原則的に採択変更前の発行者の新版教科書を使用すること。また、来年度である令和７年度に行う需要数報告においても同様であること。

③道徳

学習指導要領において３学年分の指導内容が一体となっているが、教科書は学年別に発行されている。そのため、採択教科書を変更した場合、第１学年については採択変更後の発行者の新版教科書を使用し、第２学年及び第３学年については学習内容の連続性に配慮し、採択変更前の発行者の新版教科書を使用することが原則である。ただし、採択権者の判断により特に必要性を認める場合には、第２学年及び第３学年について採択変更後の発行者の新版教科書を使用することも可能とする。このことは、来年度である令和７年度に行う需要数報告においても同様であること。

（３）特別支援学校及び特別支援学級用教科書

「社会」の特別支援学校中学部視覚障害者用[点字版]教科書の需要数報告に当たっては，前述の「（２）中学校用教科書」と同様，教育課程の別なく第１学年において社会（地理的分野）と社会（歴史的分野）の全分冊を共に給与することとなっていることに留意すること。社会（地理的分野）は第２学年まで，社会（歴史的分野）は第３学年まで給与済みの教科書を継続して使用すること。

特別支援学校及び特別支援学級における教科書の使用形態は，

・　文部科学省検定済教科書を使用する場合
・　文部科学省著作教科書を使用する場合
・　文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書を下学年使用する場合
・　学校教育法附則第９条に基づく一般図書（点字版一般図書を含む）を使用する場合
・教科用特定図書等を学校教育法附則第９条に基づく一般図書として使用する場合

の５つあり，使用教科書によって事務処理が異なるので十分注意すること。

文部科学省著作教科書（特別支援学校用）の給与を受ける場合には，原則として同種目の検定教科書の給与を受けることはできない。特に、令和７年度使用教科書で新たに追加になった中学部知的障害者用著作教科書「社会」、「理科」、「職業・家庭」については、以下の点に留意すること。

・社会☆☆☆☆　☆☆☆☆☆の給与を受ける場合には、検定教科書の社会（地理的分野）、社会（歴史的分野）、社会（公民的分野）の給与を受けることはできない。
・理科☆☆☆☆　☆☆☆☆☆の給与を受ける場合には、検定教科書の理科の給与を受けることはできない。
・職業・家庭☆☆☆☆　☆☆☆☆☆の給与を受ける場合には、検定教科書の技術・家庭（技術分野）、技術・家庭（家庭分野）の給与を受けることはできない。

ただし，小中学部聴覚障害者用教科書「言語指導」及び「言語」については，国語・書写とは種目が異なるため検定教科書と併せて給与を受けることができる。これらの著作教科書と検定教科書の需要数の把握にあたっては、複数の種目の内容を含む著作教科書もあることから，令和６年２月１日付け５初教科第２７号の通知等を参照し、二重給与とならないよう留意しつつ適切な需要数報告に努めること。

点字版一般図書について，受領の際に「点字が読めない」等を理由に返付される事例が散見されている。需要が少ない点字版一般図書については受注製作されるので，返付することのないように確認の上，需要数を報告すること。

また特別支援学校用教科書目録に登載されている発行者未定の著作教科書については，発行する教科書の分冊形態が未定であり，分冊ごとに冊数を計上できないため，種目ごとに冊数を計上すること。また，提出の際は，第３表に加え，各学校において作成される教科書需要数（第１表）についてもシステムにより出力し，電子媒体にて文部科学省へ提出すること（紙媒体不要）。システムの入力に際しては，発行者コード／略称欄は「000 未定」を選択のこと。

（４）高等学校用教科書

現行の高等学校学習指導要領（平成３０年文部科学省告示第６８号。以下「平成３０年学習指導要領」という。）に基づく教科書が使用されることとなるため，需要数報告に当たっては以下の点に注意すること。

① 令和４年４月１日以降に入学した生徒の教科書については，「高等学校用教科書目録（令和７年度使用）」の第１部に登載されている教科書を使用することとなること。

② 学習指導要領(平成２１年文部省告示第３４号)の適用を受ける生徒は，同目録の第２部に登載されている教科書を使用することとなること。なお，「平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件」（平成３０年文部科学省告示第１７２号）に基づき，保健体育，芸術，福祉，体育，音楽及び美術については，その全部又は一部について，平成３０年学習指導要領の規定によることとすることができることとなっていることから，その場合は，これらの科目の教科書について，同目録の第１部に登載されている教科書のうちから採択することができること。

③ 高等学校の第１学年の需要数の把握に当たっては，単なる定員数による報告によらず、過去数年間の入学者数の実績を考慮するなど，正確な数の算出に努め、過大な報告とならないよう十分に精査すること。

④ 高等学校は選択科目が多いため，各学校における事前のガイダンスや履修希望調査の実施，学校設置者等における各学校の採択教科書と教育課程との照合等の方法により，正確な需要数の把握に努めること。

⑤ 高等学校の需要数は，同目録の「教科書の記号・番号」ごとに計上することとなっているため，分冊となっているものに留意すること。

（５）需要数変更の連絡

需要数報告期限（９月１６日）後の大幅な需要数変更は，教科書の発行及び供給に混乱を生じやすいので，採択地区の設定・変更，学校及び学科の新設・廃止等，新たに採択する必要が生じた場合によるほかは，極力変更がないよう，正確な数の把握に努めること。

需要数を変更する場合には，次のとおり変更の連絡を行うこと。この需要数変更の連絡は，教科書の製造・供給に支障が生じないよう，遅くとも原則として教科書使用年度の前年度の１２月末までに行うこと。

① 変更が生じた市町村教育委員会又は国・公・私立学校の長は，変更箇所が分かるように訂正した需要票（第１表，第２表）及び変更理由と変更による増減数を記載した変更理由書を都道府県教育委員会へ提出する。併せて，教科書取扱書店へ変更の連絡をする。

② ①の報告を受けた都道府県教育委員会は，変更箇所が分かるように朱書き見え消し訂正した需要票（第３表）及び変更理由と変更による増減数を取りまとめた変更理由書を文部科学省へ提出する。併せて，教科書・一般書籍供給会社又は教科書発行者（以下「教科書・一般書籍供給会社等」という。）へ変更の連絡をする。

なお，変更冊数が少なく，教科書の製造・供給に支障の生ずるおそれがない程度（都道府県全体で教科書１点当たり１００冊以下の増減。ただし，特別支援学校視覚障害者用[点字版]教科書にあっては５冊以下の増減。）であれば，文部科学省への連絡は必要ないが，教科書取扱書店及び教科書・一般書籍供給会社等への連絡は必要である。

ただし，都道府県全体で需要がなかった教科書について新たに需要が発生した，又は，需要があった教科書の需要が都道府県全体で全くなくなった場合は，増減の多寡にかかわらず文部科学省へ連絡すること。

また万一，１２月末以降に需要数の変更が生じた場合には，上記①②に準ずる形で可及的速やかに教科書取扱書店及び教科書・一般書籍供給会社等へ連絡を行うとともに，文部科学省にその旨報告を行うこと。

３．教科書事務執行管理システムの運用について

需要数の入力集計のために使用する標記のシステムについては，令和６年６月３日から専用サイトにおいて掲載する。

なお，システムの運用に当たっては，運用手順マニュアル及び令和６年６月３日付け事務連絡「教科書事務執行管理システムの専用サイト掲載及びヘルプデスクについて」を参照すること。

また，必要に応じて，操作マニュアルを参照すること。

４．その他

参考資料として，義務教育諸学校用教科書の給与形態の一覧を添付する。

小学校用教科書の給与形態

教科用図書の種類	学年	前後期	年度 6	年度 7	年度 8
国語	1	前	［新１年用(上)］	［新１年用(上)］	［新１年用(上)］
		後	［新１年用(下)］	［新１年用(下)］	［新１年用(下)］
	2	前	［新２年用(上)］	［新２年用(上)］	［新２年用(上)］
		後	［新２年用(下)］	［新２年用(下)］	［新２年用(下)］
	3	前	［新３年用(上)］	［新３年用(上)］	［新３年用(上)］
		後	［新３年用(下)］	［新３年用(下)］	［新３年用(下)］
	4	前	［新４年用(上)］	［新４年用(上)］	［新４年用(上)］
		後	［新４年用(下)］	［新４年用(下)］	［新４年用(下)］
	5	前	［新５年用(上)］	［新５年用(上)］	［新５年用(上)］
		後	［新５年用(下)］	［新５年用(下)］ ※1	［新５年用(下)］
	6	前	［新６年用(上)］	［新６年用(上)］	［新６年用(上)］
		後	［新６年用(下)］	［新６年用(下)］ ※1	［新６年用(下)］
書写 音楽	1	前	［新１年用］	［新１年用］	［新１年用］
	2	前	［新２年用］	［新２年用］	［新２年用］
	3	前	［新３年用］	［新３年用］	［新３年用］
	4	前	［新４年用］	［新４年用］	［新４年用］
	5	前	［新５年用］	［新５年用］	［新５年用］
	6	前	［新６年用］	［新６年用］	［新６年用］
社会	3	前	［新３年用］	［新３年用］	［新３年用］
	4	前	［新４年用］	［新４年用］	［新４年用］
	5	前	［新５年用］	［新５年用］ ※2	［新５年用］
	6	前	［新６年用］	［新６年用］ ※3	［新６年用］
地図	3	前	［新３～６年用］	［新３～６年用］	［新３～６年用］
	4	前	旧３～６年用	新３～６年用	新３～６年用
	5	前	旧３～６年用	旧３～６年用	新３～６年用
	6	前	旧４～６年用	旧３～６年用	旧３～６年用
算数	1	前	［新１年用］	［新１年用］ ※4	［新１年用］
	2	前	［新２年用(上)］	［新２年用(上)］ ※5	［新２年用(上)］
		後	［新２年用(下)］	［新２年用(下)］	［新２年用(下)］
	3	前	［新３年用(上)］	［新３年用(上)］ ※5	［新３年用(上)］
		後	［新３年用(下)］	［新３年用(下)］	［新３年用(下)］
	4	前	［新４年用(上)］	［新４年用(上)］ ※5	［新４年用(上)］
		後	［新４年用(下)］	［新４年用(下)］	［新４年用(下)］
	5	前	［新５年用］	［新５年用］ ※6	［新５年用］
	6	前	［新６年用］	［新６年用］ ※7	［新６年用］
理科	3	前	［新３年用］	［新３年用］	［新３年用］
	4	前	［新４年用］	［新４年用］	［新４年用］
	5	前	［新５年用］	［新５年用］	［新５年用］
	6	前	［新６年用］	［新６年用］	［新６年用］
生活	1	前	［新１・２年用(上)］	［新１・２年用(上)］	［新１・２年用(上)］
		後	［新１・２年用(下)］	［新１・２年用(下)］	［新１・２年用(下)］
	2	前	旧１・２年用(上)	新１・２年用(上)	新１・２年用(上)
		後	旧１・２年用(下)	新１・２年用(下)	新１・２年用(下)
図画工作	1	前	［新１・２年用(上)］	［新１・２年用(上)］	［新１・２年用(上)］
		後	［新１・２年用(下)］	［新１・２年用(下)］	［新１・２年用(下)］
	2	前	旧１・２年用(上)	新１・２年用(上)	新１・２年用(上)
		後	旧１・２年用(下)	新１・２年用(下)	新１・２年用(下)
	3	前	［新３・４年用(上)］	［新３・４年用(上)］	［新３・４年用(上)］
		後	［新３・４年用(下)］	［新３・４年用(下)］	［新３・４年用(下)］
	4	前	旧３・４年用(上)	新３・４年用(上)	新３・４年用(上)
		後	旧３・４年用(下)	新３・４年用(下)	新３・４年用(下)
	5	前	［新５・６年用(上)］	［新５・６年用(上)］	［新５・６年用(上)］
		後	［新５・６年用(下)］	［新５・６年用(下)］	［新５・６年用(下)］
	6	前	旧５・６年用(上)	新５・６年用(上)	新５・６年用(上)
		後	旧５・６年用(下)	新５・６年用(下)	新５・６年用(下)
家庭	5	前	［新５・６年用］	［新５・６年用］	［新５・６年用］
	6	前	旧５・６年用	新５・６年用	新５・６年用
保健	3	前	［新３・４年用］	［新３・４年用］	［新３・４年用］
	4	前	旧３・４年用	新３・４年用	新３・４年用
	5	前	［新５・６年用］	［新５・６年用］	［新５・６年用］
	6	前	旧５・６年用	新５・６年用	新５・６年用
英語	5	前	［新５年用］	［新５年用］ ※8	［新５年用］
	6	前	［新６年用］	［新６年用］ ※8	［新６年用］
特別の教科 道徳	1	前	［新１年用］	［新１年用］ ※9	［新１年用］
	2	前	［新２年用］	［新２年用］ ※9	［新２年用］
	3	前	［新３年用］	［新３年用］ ※9	［新３年用］
	4	前	［新４年用］	［新４年用］ ※9	［新４年用］
	5	前	［新５年用］	［新５年用］ ※9	［新５年用］
	6	前	［新６年用］	［新６年用］ ※9	［新６年用］

（注）　1［　］は教科書の給与を示し，⟶ は継続使用を示す。

2　新とは「小学校用教科書目録（令和７年度使用）」に登載されたもの。
旧とは「小学校用教科書目録（平成３２～令和５年度使用）」に登載されたもの。

3 令和７年度に無償給与の対象となる小学校用教科書は，原則として，上記給与形態表に記載のある令和７年度使用教科書に限られる。

（その他）

※１ 東書・光村〔国語〕５年用，６年用については，学年で１冊となっている。

※２ 東書〔社会〕５年用については２分冊となっており，下巻は後期に給与する。

※３ 東書〔社会〕６年用については分冊となっているが，２分冊を併せて前期に給与する。

※４ 東書・大日本・啓林館・日文〔算数〕１年用については２分冊となっているが，２分冊を併せて前期に給与する。
学図〔算数〕１年用については２分冊となっており，下巻は後期に給与する。

※５ 大日本〔算数〕２～４年用については，各学年で１冊となっている。

※６ 東書・学図〔算数〕５年用については２分冊となっており，下巻は後期に給与する。

※７ 学図〔算数〕６年用については，別冊を併せて前期に給与する。

※８ 東書・三省堂〔英語〕の別冊は，５学年用に併せて１冊を前期に給与する。開隆堂〔英語〕の別冊は，各学年用に併せて前期に給与する。

※９ 日文〔道徳〕については，各学年用に併せて別冊を前期に給与する。

中学校用教科書の給与形態

教科用図書の種類		学年	年度 6	年度 7	年度 8
国語 数学 理科 英語 特別の教科　道徳		1	旧［１年用］	新［１年用］ ※1	新［１年用］
		2	旧［２年用］	新［２年用］ ※1	新［２年用］
		3	旧［３年用］	新［３年用］ ※1	新［３年用］
書写 地図 音楽(器楽合奏) 保健体育		1	旧［１～３年用］	新［１～３年用］	新［１～３年用］
		2	旧１～３年用	旧１～３年用	新　１～３年用
		3	旧１～３年用	旧１～３年用	旧１～３年用
社会		1	旧［(地)］［(歴)］	新［(地)］［(歴)］ ※2	新［(地)］［(歴)］
		2	旧(地)(歴)	旧(地)(歴)	新(地)(歴)
		3	旧(歴)［(公)］	旧(歴)新［(公)］	旧(歴)　新［(公)］
音楽(一般)	第１学年用	1	旧［１年用］	新［１年用］	新［１年用］
	第２・３学年用	2	旧［２・３年用(上)］ 旧［２・３年用(下)］	新［２・３年用(上)］ 新［２・３年用(下)］	新［２・３年用(上)］ 新［２・３年用(下)］
		3	旧２・３年用(上) 旧２・３年用(下)	旧２・３年用(上) 旧２・３年用(下)	新２・３年用(上) 新２・３年用(下)
美術	第１学年用	1	旧［１年用］	新［１年用］	新［１年用］
	第２・３学年用	2	旧［２・３年用］	新［２・３年用］※3	新［２・３年用］
		3	旧２・３年用	旧２・３年用	新　２・３年用
技術・家庭		1	旧［(技術分野)］ 旧［(家庭分野)］	新［(技術分野)］ ※4 新［(家庭分野)］	新［(技術分野)］ 新［(家庭分野)］
		2	旧(技術分野) 旧(家庭分野)	旧(技術分野) 旧(家庭分野)	新(技術分野) 新(家庭分野)
		3	旧(技術分野) 旧(家庭分野)	旧(技術分野) 旧(家庭分野)	旧(技術分野) 旧(家庭分野)

（注）　１［　　］は教科書の給与を示し，⟶は継続使用を示す。

２（地）は「（地理的分野）」，（歴）は「（歴史的分野）」，（公）は「（公民的分野）」をそれぞれ示す。

３ 令和７年度に無償給与の対象となる中学校用教科書は，原則として，上記給与形態表に記載のある令和７年度使用教科書に限られる。

（その他）

※１ 日文〔道徳〕については，各学年用に併せて別冊を給与する。

※２ 社会については，教育課程の別なく第１学年において〔社会（地理的分野）〕と〔社会（歴史的分野）〕を共に給与し，〔社会（地理的分野）〕は第２学年までの２年間，〔社会（歴史的分野）〕は第３学年までの３年間，給与済みの教科書を継続して使用する。

※３ 教出・教芸〔音楽〕については，第２・３学年用が２分冊となっているので、上下巻を併せて給与する。

※４　光村〔美術〕については，第１学年用に併せて別冊を給与する。

※５ 日文〔美術〕については，第２・３学年用が２分冊となっているので、上下巻を併せて給与する。

※６ 教図〔技術・家庭（技術分野）〕については，別冊を併せて給与する。

特別支援学校小学部視覚障害者用著作教科書（点字版）の給与形態

教科用図書の種類	学年	前後期	年度 6	年度 7	年度 8
国語	1	前	点字導入編　１－１	点字導入編　１－１	点字導入編　１－１
		後	１－２	１－２	１－２
	2	前	２－１　２－２	２－１　２－２	２－１　２－２
		後	２－３　２－４	２－３　２－４	２－３　２－４
	3	前	３－１　３－２	３－１　３－２	３－１　３－２
		後	３－３　３－４	３－３　３－４	３－３　３－４
	4	前	４－１　４－２	４－１　４－２	４－１　４－２
		後	４－３　４－４	４－３　４－４	４－３　４－４
	5	前	５－１　５－２	５－１　５－２	５－１　５－２
		後	５－３　５－４	５－３　５－４	５－３　５－４
	6	前	６－１　６－２	６－１　６－２	６－１　６－２
		後	６－３　６－４	６－３　６－４	６－３　６－４
社会	3	前	3-1 3-2	3-1 3-2	3-1 3-2
		後	3-3 3-4	3-3 3-4	3-3 3-4
	4	前	4-1 4-2 4-3	4-1 4-2 4-3	4-1 4-2 4-3
		後	4-4 4-5	4-4 4-5	4-4 4-5
	5	前	5-1 5-2 5-3 5-4	5-1 5-2 5-3 5-4	5-1 5-2 5-3 5-4
		後	5-5 5-6 5-7	5-5 5-6 5-7	5-5 5-6 5-7
	6	前	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
		後	6-6 6-7 6-8	6-6 6-7 6-8	6-6 6-7 6-8
算数	1	前	触って学ぶ導入編	触って学ぶ導入編	触って学ぶ導入編
			1-1 1-2 1-3 1-4	1-1 1-2 1-3 1-4	1-1 1-2 1-3 1-4
		後	1-5 1-6 1-7	1-5 1-6 1-7	1-5 1-6 1-7
	2	前	2-1 2-2 2-3 2-4	2-1 2-2 2-3 2-4	2-1 2-2 2-3 2-4
			珠 1 2	珠 1 2	珠 1 2
		後	2-5 2-6 2-7 2-8	2-5 2-6 2-7 2-8	2-5 2-6 2-7 2-8
	3	前	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5
		後	3-6 3-7 3-8 3-9	3-6 3-7 3-8 3-9	3-6 3-7 3-8 3-9
	4	前	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5
		後	4-6 4-7 4-8 4-9	4-6 4-7 4-8 4-9	4-6 4-7 4-8 4-9
	5	前	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5
			5-6	5-6	5-6
		後	5-7 5-8 5-9 5-10 5-11	5-7 5-8 5-9 5-10 5-11	5-7 5-8 5-9 5-10 5-11
	6	前	6-1 6-2 6-3 6-4	6-1 6-2 6-3 6-4	6-1 6-2 6-3 6-4
		後	6-5 6-6 6-7 6-8 6-9	6-5 6-6 6-7 6-8 6-9	6-5 6-6 6-7 6-8 6-9
理科	3	前	3-1 3-2 3-3	3-1 3-2 3-3	3-1 3-2 3-3
		後	3-4 3-5 3-6	3-4 3-5 3-6	3-4 3-5 3-6
	4	前	4-1 4-2 4-3	4-1 4-2 4-3	4-1 4-2 4-3
		後	4-4 4-5 4-6	4-4 4-5 4-6	4-4 4-5 4-6
	5	前	5-1 5-2 5-3	5-1 5-2 5-3	5-1 5-2 5-3
		後	5-4 5-5 5-6	5-4 5-5 5-6	5-4 5-5 5-6
	6	前	6-1 6-2 6-3	6-1 6-2 6-3	6-1 6-2 6-3
		後	6-4 6-5 6-6	6-4 6-5 6-6	6-4 6-5 6-6
英語	5	前	５－１　５－３　５－４	５－１　５－３　５－４	５－１　５－３　５－４
		後	５－２	５－２	５－２
	6	前	６－１　６－３　６－４	６－１　６－３　６－４	６－１　６－３　６－４
		後	６－２	６－２	６－２
特別の教科　道徳	1	前	１－１　１－２	１－１　１－２	１－１　１－２
	2	前	２－１　２－２	２－１　２－２	２－１　２－２
	3	前	３－１　３－２	３－１　３－２	３－１　３－２
	4	前	４－１　４－２	４－１　４－２	４－１　４－２
	5	前	５－１　５－２	５－１　５－２	５－１　５－２
	6	前	６－１　６－２	６－１　６－２	６－１　６－２

（注）　１　国語第１学年における「１－１」は点字導入編である。
　　２　珠は「珠算編」を示す。

特別支援学校中学部視覚障害者用著作教科書（点字版）の給与形態

教科用図書の種類	学年	前後期	年度 6	年度 7	年度 8
国語	1	前	旧1-1 1-2 1-3 1-4	（分冊形態未定）	（分冊形態未定）
		後	旧1-5 1-6		
	2	前	旧2-1 2-2 2-3 2-4	（分冊形態未定）	（分冊形態未定）
		後	旧2-5 2-6		
	3	前	旧3-1 3-2 3-3 3-4	（分冊形態未定）	（分冊形態未定）
		後	旧3-5 3-6		
社会	1	前	旧地 1 2 3 4 5 6	（分冊形態未定）	（分冊形態未定）
			旧歴 1 2 3 9 10		
		後	旧地 7 8 9 10 11 12		
			旧歴 4 5 6 7 8		
	2	前	旧地 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	旧地 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	（分冊形態未定）
			旧歴 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	旧歴 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	
		後	――――――		
	3	前	旧歴 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	旧歴 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	旧歴 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
			旧公 12345 12		
		後	旧公 6789 10 11	（分冊形態未定）	（分冊形態未定）
数学	1	前	旧1-1 1-2 1-3 探究ﾉｰﾄ	（分冊形態未定）	（分冊形態未定）
		後	旧1-4 1-5 1-6 1-7 1-8		
	2	前	旧2-1 2-2 2-3 探究ﾉｰﾄ	（分冊形態未定）	（分冊形態未定）
		後	旧2-4 2-5 2-6 2-7		
	3	前	旧3-1 3-2 3-3 3-4 探究ﾉｰﾄ	（分冊形態未定）	（分冊形態未定）
		後	旧3-5 3-6 3-7 3-8 3-9		
理科	1	前	旧1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6	（分冊形態未定）	（分冊形態未定）
		後	旧1-7 1-8 1-9 1-10 1-11		
	2	前	旧2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6	（分冊形態未定）	（分冊形態未定）
		後	旧2-7 2-8 2-9 2-10 2-11 2-12		
	3	前	旧3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6 3-7	（分冊形態未定）	（分冊形態未定）
		後	旧3-8 3-9 3-10 3-11 3-12		
英語	1	前	旧1-1 1-2 1-4 資1 2 3 4	（分冊形態未定）	（分冊形態未定）
		後	旧1-3 1-5		
	2	前	旧2-1 2-2 2-6	（分冊形態未定）	（分冊形態未定）
		後	旧2-3 2-4 2-5		
	3	前	旧3-1 3-2 3-6	（分冊形態未定）	（分冊形態未定）
		後	旧3-3 3-4 3-5		
特別の教科道徳	1	前	旧1-1 1-2	（分冊形態未定）	（分冊形態未定）
	2	前	旧2-1 2-2	（分冊形態未定）	（分冊形態未定）
	3	前	旧3-1 3-2	（分冊形態未定）	（分冊形態未定）

（注）1　⟶ 及び｛｝は継続使用を示す。
2　地は「(地理的分野)」，歴は「(歴史的分野)」，公は「(公民的分野)」を，それぞれ示す。
3　社会については，教育課程の別なく第１学年において〔社会(地理的分野)〕と〔社会(歴史的分野)〕の全分冊を共に給与し、〔社会(地理的分野)〕は第２学年までの２年間，〔社会(歴史的分野)〕は第３学年までの３年間，給与済みの教科書を継続して使用する。
4　令和７年度以降の分冊形態は未定である。